

〈論 説〉

## 近代沖縄行政村の総力戦体制への包摂過程と 住民の受容論理

— 国頭郡大宜味村を事例として —

比 嘉 克 博

はじめに

本稿の目的は、昭和恐慌下において、沖縄県の農民層に形成された農村窮乏の打開をめざす変革のエネルギーが、戦時下の総力戦体制（国民総動員体制）へと包摂されるその変容過程、そして、農民の国策受容論理について考察し、その結果、地域社会システムとして成立する「銃後」農村社会における統制と動員の主体及びその実態について解明することである。

昭和初期沖縄県国頭郡大宜味村<sup>くにかみぐんおおきみぞん</sup>で生じた農民運動は、琉球史では「大宜味村政革新運動」と呼称する。従来、この運動は、「蘇鉄地獄」という不況下での村民の生活防衛と、公有林を独断で売却した「村長の専断に怒りを爆発させた喜如嘉の青年男女が中心となって」起きた村政民主化運動であったと位置づけられてきた<sup>1</sup>。そして、この運動は、歴史的に開放性・移動性の強固な同村に流入した社会主義思想と結びついた、歴史必然的な

1 喜如嘉誌編集委員会 [1996]『喜如嘉誌』,喜如嘉誌刊行会, p 58。大城将保 [1979]「戦時下の沖縄農村—大宜味村の自力更生運動を中心に—」,『沖縄史料編集所紀要 (4)』,沖縄県史料編集所, p46では、「この運動は、大宜味村政革新同盟という青年活動家を中核とする前衛的な組織によって指導され、村民の圧倒的多数（約九割といわれる）が結集し、明確な綱領と統一要求をかかげて村当局と対決するという、史上稀れな先進的な沖縄農民の闘争であった」と位置づけている。

「蘇鉄地獄」は、処理を誤ると生命を失う毒素を持つ蘇鉄まで食糧にする沖縄県の農村窮乏状態を表現する言葉として近代琉球史で使用されている。沖縄県教育委員会 [1977]『沖縄歴史第1巻通史』,沖縄県, p 639。

運動であったと解釈されてきた。しかし、村政革新同盟の綱領を検討するならば、運動の出発点は農民の生活点にあるのであり、社会主義イデオロギーは運動の後半に付加されている。

大宜味村政革新運動の核となった村政革新同盟の綱領に基づく要求運動は、窮乏・疲弊していた当時の農民要求を代弁しており、賛同者は瞬間に広がっていった。村政革新運動を牽引した上里春生<sup>うえぎとはるお</sup>の保持する社会主義思想は、上里の履歴から、赤琉会<sup>せきりゅうかい</sup><sup>2</sup>や関西沖縄県人会との関係性において形成されたものだと推定でき、大宜味村政革新運動を単純な階級闘争論では理解することはできない。

官憲が大宜味村政革新運動と消費組合運動に「左傾運動」のレッテルを張り、その弾圧に乗り出した理由は、「蘇鉄地獄」下にあった沖縄県の普遍的な問題だとの認識に基づいている。政治的に目覚めた農民らの大宜味村政革新運動は、やがて他の市町村にも飛び火し、中央政府の沖縄統治政策にも重大な影響を及ぼす可能性を秘めていた。

戦前昭和期の沖縄県の社会経済史は、1930年台に凝縮されているが、この時期において、大宜味村政革新運動の弾圧・解体―自力更生運動という性格の強い経済更生運動の展開―総力戦体制（戦時統制経済体制）の確立という連続する一連の展開を確認することができるのである。

## 1 国家的行政指揮命令系統の完成

中央政府は、1937（昭和12）年7月、日中戦争が開始されると国家総力戦に基づく国内の総動員体制を強化する。①思想・文化統制では、国民精神総動員運動、翼賛運動が始まり、②政治・社会統制では、大政翼賛運動（新体制運動）が始まる。そして、③経済・産業統制では、国家総動員法（戦時統制経済）が制定され戦時政治・経済体制が確立していくのである。大

2 赤琉会は、関西地方における沖縄差別を契機とした沖縄出身青年で組織された勉強会グループである。「沖縄差別」から沖縄出身者の生活と権利を擁護する目的で創設された関西沖縄県人会結成において中心的な役割を果たした。

政翼賛運動（新体制運動）は思想統制運動であり、農山漁村経済更生運動で確立された隣保組織網を通じて、上意下達の地方機構を完成させたのである。

第2次近衛内閣が1940（昭和15）年7月に策定した「基本国策要綱」の柱は対外的には、①武力南進策（大東亜共栄圏構想）、②日独伊三国同盟路線であり、内政的には「新体制構想」と呼称される、①経済新体制（戦時統制経済の全面的再編強化）、②政治新体制（親軍的一国一党体制の樹立）の確立であった。この政治新体制は、大政翼賛会の結成に繋がっていく。沖縄県では、1940（昭和15）年9月30日、主管を精動事務局（後に振興課、地方課）とする県訓令「部落会町内会等整備要領」が発令され、国民的統合組織の末端に位置していた隣保組織への国家介入が本格化した。1941（昭和16）年時点で沖縄県下全域の組織化が進んでいるが、これは「単に沖縄の伝統性によるばかりでなく、沖縄県では他府県にさきがけて飯米配給制度が実施されて」おり、「隣保組織網は配給制度のパイプラインでもあった」<sup>3</sup>との指摘があるように、他府県に先駆けて実施された飯米配給制度が主要因と考えられる。

伝統的な自然村たる農村共同体の国家権力による露骨な利用は、1942（昭和17）年5月に、東条内閣の下で部落常会が大政翼賛会の下部組織として組み込まれた時期だとされる<sup>4</sup>。上意下達（常会徹底事項、回覧板など）の総力戦体制が確立され、国民総動員体制が国民生活の末端まで徹底されたのである。

こうして国家的行政指揮命令系統は、内務省—沖縄県会—国頭地方事務所—大宜味村常会—各部落常会—各隣保班（隣組）常会に固定され、隣保班（隣組）は、物資配給、貯蓄公債割り当て、防空演習、廃品回収、戦勝祈願、出征兵士の送迎、消費節約、暁天作業、ラジオ体操、完全咀嚼奨励、標準語励行などの具体化・実践組織として機能していった。以降、部落常

3 沖縄県沖縄史料編集所[1978]『沖縄県史料近代1』, 沖縄県教育委員会, p 115・116。

4 大宜味村史編集委員会[1979]『大宜味村史通史』, 大宜味村, p 207。

会の機能は図表1のように再編・整備され、村民は部落常会、隣保班（隣組）を離れて生活することができなくなっていく。統卒を離れる住民には、部落内法や罰札による処罰が待っていた。村民は、国家総力戦の参加システムへ強制的に組み込まれ、誰も離脱することは認められなくなったのである。

大宜味村における部落常会を通じた部落民の統制は、「聞取引絶滅運動では翼賛推進委員と翼賛会村支部協力して『村内聞取締内規』を制定した。60名の翼賛推進委員が分担区域を設定し指導監視にあたった」との新聞記事でも確認することができる<sup>5</sup>。

図表1 大宜味村の総力戦下行政組織図

大本営		
内務省	中央協力会議	大政翼賛会中央本部
沖縄県知事	沖縄県協力会議	大政翼賛会沖縄県本部
沖縄県議会		
国頭地方事務所	国頭郡協力会議	大政翼賛会国頭郡支部
大宜味村常会 ①徴兵、②産業兵士 ③食糧増産、④供出 ⑤貯蓄、⑥住民教化	大宜味村協力会議	翼賛推進委員 (60名)
部落常会 ①総務部（各部統制、指導） ②教化部（時局宣伝、学校教育） ③経済産業部（増産、共同作業企画実践） ④青年部（風俗改良） ⑤婦人部（生活改善、消費節約、廃品回収）		担当学校教員 ①時局認識浸透 ②標準語励行奨励 ③生活改善奨励 （消費節約） ④食糧増産奨励 ⑤軍人援助 ⑥保健衛生
隣保班（隣組）	罰札	

大宜味村史編集委員会 [1979]『大宜味村史通史』, 大宜味村, p206～208を基に作表した。

全国的な婦人会組織は、愛国婦人会が1941（昭和16）年に結成され、1932年3月18日に大阪国防婦人会（1934年4月10日国防婦人会へ）が結成されている。そして、1942（昭和17）年6月に国防婦人会、愛国婦人会、

5 『朝日新聞』1941（昭和16）年9月16日付。

連合婦人会が統合し大日本婦人会が結成され、大政翼賛会の傘下に配置されている。大宜味村では同月20日に大日本婦人会大宜味村支部が結成されている<sup>6</sup>。

大宜味村支部の活動の中心に位置づけられていた「迷信打破」は、官憲の「ユタ取り締め」に呼応する運動であり、「元祖サバキ」や「洗骨」など、琉球独特の歴史的・伝統的慣習の廃止を目指すものであった<sup>7</sup>。一方、「ヤミ値追放運動」では、村常会で「闇取引内法規」が制定され、「村内に公定価格普及員六十名を任命して常時啓蒙にあたらせることもした。違反者に対しては、罰金一日十銭、家には『門札』まで貼りつけ、発覚後一か月間は配給を停止した。すべての必需品は隣組を通じて公平に分配され、違反がないかどうか、家庭の食事の内容まで互いに監視し合うしくみ」<sup>8</sup>になっていた。大宜味村においても、総力戦体制は、「人間のあらゆる能力を全国規模で動員するところの、無機質な組織的ビジネスとしての性格を完成させた」<sup>9</sup>のである。

1942（昭和17）年6月20日付朝日新聞では、「大宜味村では軍人援護期間に先立ち10月2日に全村民を動員して戦没勇士の墓地清掃を行った。同村では軍人援護運動を生活としてゐるのだ」「大宜味村では太平洋戦争突

6 福地曠昭 [1975] 『村と戦争』, 村と戦争刊行会, p 61. 会長は根路銘出身の宮里悦であり、宮里は「共同結婚式」の指導など国策を推進した教員であったが、教員生活45年の後、1958年から県婦人連合会理事、1970年から16年間会長を務めている。沖縄県婦人連合会は、日本帰属をめざす「祖国復帰運動」を推進した祖国復帰協議会の構成団体であった。大日本婦人会大宜味村支部の活動は、①村民貯蓄の推進、②廃品回収、③食糧・資材の供出促進、④軍関係工事への重用、⑤非常炊き出し、⑥防空訓練、⑦慰問袋の送り出し、⑧闇取引の摘発、⑨迷信の打破啓蒙などであった。

7 福地曠昭 [1975] 『前掲書』, p 43. 女性による「洗骨廃止」に関して、宮里に対して過大評価があるが、村営火葬場が起工されたのは日本帰属前年の1971（昭和46）年であった。山之内靖は、「実は戦時動員体制全体の運営というのは、合理主義の精神に徹した改革派官僚とか技術者の協力なしにはできない（中略）そうした体制の中における非合理的なもの合理的なものとの癒着の関係というのを分析しないで、天皇制ファシズムというかたちで戦時体制を一色に非合理として描き出すということでは、現実の戦時動員体制のリアリティを見損なうことになる」と指摘している。山之内靖 [2015] 『前掲書』, p 440.

8 福地曠昭 [1975] 『同上』, p 45.

9 山之内靖 [2015] 『総力戦体制』, ちくま学芸文庫, p 14.

入以来全村の各隣保班が慰問文を戦地に送っている。字の書けない家庭では青年男女が代筆している」と報じている<sup>10</sup>。

さらに、1937（昭和12）年以降、字内の祝儀は字事務所で販売する切符を利用する事、そして、1938（昭和13）年から生年者の共同祝いが実施され、日中戦争開始後は、「産めよ増やせよ」の国策と、消費節約を目的に結婚式も共同で行われることになっている。「共同結婚式は田嘉里が県下でトップを切って挙行された。この式には早川知事がわざわざ出席、新聞にも大々的に報道された。喜如嘉でも五組以上が共同結婚式をあげた。式は部落が主催し、学校の御真影室の前で行われた。従来四、五百円を要した結婚式費用が三十円で済むというので、節約運動の手本として推奨され」<sup>11</sup>たのである。大宜味村では、1943（昭和18）年1月17日の喜如嘉<sup>きじよ</sup>国民学校で行われた共同結婚式を嚆矢に、1月27日謝名城<sup>じやなぐしく</sup>、そして翌年の1944年（昭和19）に田嘉里<sup>たかざと</sup>で共同結婚式が行われていた<sup>12</sup>。このように、共同結婚式が村民に受容された背景には、単に冗費節約運動に共鳴していたという理由だけでなく、貧富の差が結婚式に反映されるという不平等と不合理の改善があると考えられる<sup>13</sup>。

大政翼賛会沖縄支部は1940（昭和15）年に結成され、翌年大政翼賛会大宜味支部（村支部長は山城東栄村長）が結成されている。大政翼賛会は精神運動的な翼賛団体であり、1942年（昭和17）には、産業報国会、農業報国会、商業報国会、海軍報国会、大日本青少年団、大日本婦人会などをその傘下に統合し、国民統制の一元的機構へと変遷していた。国策としての戦争へ地域住民を動員する体制が完成したのである。

---

10『朝日新聞』1942（昭和17）年10月27日付見出しは「軍人援護の村」となっている。

11福地曠昭[1975]『前掲書』, p 12。

12福地曠昭[1975]『同上』, p 70, 大宜味村史編集委員会[1978]『大宜味村史資料編』, 大宜味村, p 564～567と福地の『村と戦争』の記述は異なる。『朝日新聞』では1942（昭和17）年11月7日付に田嘉里部落で共同結婚式が行われ、早川知事が参列したことが報道されている。

13庄司俊作[2012]『前掲書』, p 230。庄司は更正運動の保守性、精神的作興性が一面的に強調されるが、その運動は、県と運動を担った人々たち（農村の知的エリート）との「両者共振の結果」であったと指摘している。

総力戦体制下において、隣保組織（隣組）活動を監視しつつ、翼賛運動の実践部隊として活動したのは大政翼賛会壮年団であった。大政翼賛壮年団は、大政翼賛運動（精神総動員運動）を内部から補強する実戦部隊であり、陸軍、海軍、内務省、文部省の指導で組織（21歳以上）されており、在郷軍人会や学校教員らによって組織されていた。沖縄県翼賛壮年団は1942（昭和17）年1月に結成され、初代会長は大宜味村出身の平良辰雄（敗戦後の群島知事）であり団員は8千名であった。大宜味村では、すでに1941（昭和16）年12月に大宜味村大政翼賛会壮年団が結成されていた。大政翼賛会壮年団の農村地域における具体的役割は、団員自身の心身鍛錬や錬成会の開催、各級常会で決定された事項の推進委員として、地域住民に対して戦時生活を直接指導する事に在り、「銃後」における国土防衛の任務を担う事であった。

総力戦体制下の地域社会は多忙であると言える。その原因は、①公的な仕事の増大（神社詣、戦没将兵墓清掃、出征兵士見送り、時局認識講演会、隣保会など）、②地域社会内諸団体の乱立と役職兼任（愛国婦人会、国防婦人会、女子青年団など）、③徴兵、供出、増産、貯蓄、④生活改善に基づく消費節約運動の重複である。

日中戦争の「早期終結」から「持続的な銃後体制」へと転換する中で、「国民精神総動員運動」が地域住民に求めたものは、スローガンとして「日本精神ノ発揚」などと表現されていたが、実際には「生活の刷新」「享楽の節制」「社会風潮の一新」が掲げられ、国債応募、冗費節約、消費抑制が強制されたのである。

「一九三八年現在、戦闘状況はなおきびしいが、銃後はまだ普通の生活に近い。にもかかわらず、消費経済規制と銃後生活のあり方が声高に叫ばれた時なのであった。それは、一つには戦場苦渋と安穏な銃後生活の落差をうめるための精神的措置、いま一つには戦争遂行のための経済・物動計画からくる要請」<sup>14</sup>に基づいていたとの指摘があるように、「時局認識」の

14藤井忠俊[1985]『前掲書』, p 175・176。

強調は、戦場と「銃後」の生活の落差と矛盾を隠蔽することから始まっており、消費節約による生活改善は国民精神総動員運動の構成要素であったと見做してよいであろう。

## 2 農村共同体の基礎組織の利用

中央政府は1938（昭和13）年4月1日、国家総動員法を公布し、戦時統制の範囲は、物資、資金、生活、労働、物価、言論出版、国民運動にまで及んだ。その目的は、①物価の統制、②消費節約、③廃品回収、④国民貯蓄、⑤生活簡素化による戦費調達と兵器・軍事物資の安定的生産と供給にあった。

1940（昭和15）年9月11日、長期戦に入った対外戦争に合わせて迅速かつ計画的に国策を国民生活に徹底させる事を目的に、内務省令第17号「部落会町内会ニ関スル訓令通牒」が通達され、全国一律に国民生活の末端における戦争協力体制の整備が始まっている。「隣保団結ノ精神ニ基キ市町村村内住民ヲ組織結合シ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル為左ノ要領ニ依リ部落会町内会等ヲ整備セントス」<sup>15</sup>ことがこの省令の目的であった。

沖縄県の組織化は、「昭和十四年本県ニ国民精神総動員事務局設置セラレ、ヤ精動運動ノ実践組織トシテ各部落毎ニ部落常会、其ノ下部ニ四〇戸乃至五〇戸ヲ単位トスル実践班ヲ結成シ県民ニ対シ戦時重要国策ノ徹底ヲ期シタリ」<sup>16</sup>との方法で行われた。沖縄県庁＝中央政府の中心的な狙いは、内務省訓令に示された「国民経済生活ノ地域的統制単位トシテ統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト」<sup>17</sup>にあった。「部落会町内会等整備要領」には、「隣保班ノ組織ニ当タリテハ五人組、十

---

15沖縄県沖縄史料編纂所[1978]『前掲書』,p103。

16沖縄県沖縄史料編纂所[1978]「知事事務引継書、内政部地方課三、下部組織整備状況二」,『同上』,p70。

17沖縄県沖縄史料編纂所[1978]『前掲書』, p 108～112。

## 近代沖縄行政村の総力戦体制への包摂過程と住民の受容論理

人組等ノ旧慣中尊重スベキモノハ成ルベク之ヲ採り入ルルコト」とあり、相互扶助と共同的規範（内法）が残存する農村共同体の伝統的な組織である隣保組織の活用が規定されている。総力戦体制下の中央政府が求めた、地方行政の末端である隣保班（隣組）の機能は、①部落会の下部組織、②住民の交隣組織、③防空組織、④防諜組織、⑤防犯組織、⑥国民貯蓄・資源回収等の実践組織、⑦生活刷新の実行組織（標準語励行など）、⑧物資配給の基本組織、⑨増産・供出・軍作業など共同作業の基礎組織（疎開者の避難小屋づくりや開墾作業など）、⑩避難行動の基礎組織であり、生活の隅々まで国家による統制が及んだ。

図表2 大宜味村の総動員体制の構造

進学しない高等科卒業生	青年学校 (1936年?)	産業戦士 増産専従農兵隊 (1944年、15歳～16歳)
少年団	大宜味村青少年団 (1941年)	興国隊 (1944年)
女子青年団		女子勤労挺身隊、慰問活動
青年団		少年護郷隊 (17歳以上徴兵適齢以前)
大日本婦人会 大宜味村支部 (1942年)	子育て中の婦人 (義勇保育所)	
在郷軍人会	少年護郷隊幹部、防衛隊 (17歳～45歳)	
翼賛壮年団	防衛隊 (17歳～45歳)	

福地暁昭 [1975] 『村と戦争 喜如嘉の昭和史』 村と戦争刊行会、大宜味村史編集委員会 [1978] 『大宜味村史資料篇』、大宜味村、大宜味村史編集委員会 [1979] 『大宜味村史通史』、大宜味村を基に作表した。

大宜味村政革新運動の発祥地であった喜如嘉部落に関しても、「国頭郡大宜味村字喜如嘉第二十二隣保班（歳パール）は県一の翼賛部落で聞こえた喜如嘉の優良班で、全戸農業協同作業、防空群の活動が非常に活発で、共同風呂、救急医療箱、児童共同学習所などの共同施設があり、子供常会を毎月開催して学事の奨励につとめてる」との模範隣組表彰記事が掲載されている<sup>18</sup>。学事奨励会は、当初部落単位に行われた後に、隣保班ごとに開催されるようになっていたが、そこでは部落担当に割り当てられた教員

18『朝日新聞』1942（昭和17）年2月10日付。

によって他部落との学業、出席成績の比較説明が行われていった。そして、標準語励行、朝の掃除、朝読みなどが班ごとの成績として学校に報告され、学事奨励会では表彰も行われていた<sup>19</sup>。

1943（昭和18）年4月、「大宜味村教化報国会」が結成され、国家権力による共同体の利用と村民生活の統制・画一化、すなわち総力戦体制の確立はその頂点に達する。「戦争は前線においてというよりも、一国全体のあらゆる資源—経済的・物質的資源のみならず、知的能力・判断力・管理能力・戦闘意欲を備えた人的資源、さらには、そうした人的資源を情報操作によって制御し得る宣伝能力という新たな資源—を動員しうる官庁組織によってこそ、遂行され得るものとなった」<sup>20</sup>のである。大宜味村におけるその具体化は、「村民一日の生活基準」実践運動であった。当時の山城東栄村長は、「全村民の生活の本義を国体帰一におく」と語っている。

大宜味村の青年団、女子青年団、少年団もまた、「銃後」農村生活の中核部隊であった。この3団体は、1941（昭和16）年3月県訓令により「大宜味村青少年団」に統合され、大日本青少年団の傘下組織となっていた<sup>21</sup>。翌年の1942（昭和17）年からは、国民学校上級生は全て少年団に編成され、各学区に少年分団常会が設置されていた。

図表3 村民一日の生活基準の内容

時間	実践項目
①午前5時	法螺や太鼓を合図に起床、滅私奉公の誓いを立てる、雨戸全開、寝具整頓、洗面冷水摩擦、整容、官城選擇、祈念、挨拶、奉安殿の清掃、家の清掃、大麻拝礼、奉誦奉唱、子供たちは朝読み
②午前7時	朝食後出勤する。学童は学校、大人は増産運動の現場へ向かい正午まで勤勞奉仕する。部落内に残っている者は老人、乳幼児、病人、家畜だけである。昼食時には前線の兵士、親兄弟親戚などをしのぶ。
③午後1時から 午後5時まで	奉仕作業（男子は6時まで）。学童は学校が終了次第、草刈りを行う。5時に学童は学習開始、婦人たちは引き揚げ家事に就く。男子は帰宅後冷水摩擦を行う。

19福地曠昭 [1975] 『前掲書』, p 47.

20山之内靖 [2015] 『前掲書』, p 14.

21団長は、金城鍛助村長を支援し敗戦後、大宜味村長となる宮里金次郎であった。

④6時30分	夕食。
⑤7時30分	他家訪問など私用が許されるが、その時間帯に家庭常会、和楽、家風樹立、学習、修練、夜業などが行われる。
⑥8時30分	御奉公の反省会、翌日の計画、記録、大麻拝礼、祈念、挨拶
⑦9時	就寝、青年団は夜警を行う。

大宜味村史編集委員会 [1978] 『大宜味村史資料篇』, 大宜味村, p570、昭和19年2月10日付朝日新聞記事を参照して作図した。

### 3 農山漁村経済更生運動から戦時行政体制への移行

農山漁村経済更生運動から、村常会一部落常会一隣保班という戦時行政体制への移行は意図したものではなく、農村の窮乏打開政策である農山漁村経済更生運動の結果であった<sup>22</sup>。1937(昭和12)年7月、日中戦争に突入後、中国人民総力を挙げた抵抗によって、日本は長期持久戦体制の構築を迫られ、侵略戦争の拡大とともに、農山漁村経済更生運動もまたその質的転換を求められた。農村窮乏の打開策であった農山漁村経済更生運動が、「此の動向に準じて現下の国家的要求に応じ、且、農山漁村経済の更生振興を実現しなければ」<sup>23</sup> (現代当用漢字へ変更) ならなくなり、海外膨張政策の国策に従属するようになったのである。

農山漁村経済更生運動は、換言すれば農山漁村の自力による経済更生運動であり、その運動は必然的に伝統的な農村の既存組織に依拠せざるを得なかった。同様に、国家総動員法施行以降においても、伝統的村落において相互扶助や共同作業の重要な位置を占めていた隣保班は、国民道徳の錬成と精神的団結の基礎組織として位置づけられた。そして、行政村における地方共同任務を遂行し、戦時国策を徹底させると同時に、物資、資金、生活、労働など、「銃後」国民生活における地域経済統制単位とされ、ま

22竹山祐太郎 [1976] 『自立 竹山祐太郎自伝』, 竹山祐太郎自伝刊行会, p35。「農林省の行政としては全く新しい政策の展開であり、(中略) ここで初めて、直属系統である道府県・市町村をこの運動の指導体系の中に組み入れたもので、(中略) これは最初からそういう考えでやったわけではなかった」との指摘がある。

23三浦一雄 [1938] 「戦時体制下の農村」, 大日本農政学会編, 『農政研究』第十七卷第二號, 農村文化協會, p 44。

た部落常会の実行組織として上意下達を円滑に行う末端組織となったのである。

1933（昭和8）年、普通指定町村、1936（昭和11）年、特別指定町村に指定された大宜味村では、農村窮乏打開を目的に、国策に先行し、主体的に農山漁村経済更生運動に取り組んでいた。大宜味村では、1935（昭和10）年に全国に先駆けて部落更生委員会が組織され、3年後の1938（昭和13）年には、大宜味村常会一部落常会の体制は確立されていた。「昭和18年知事事務引継書類」によれば、大宜味村常会員は62名で常会は毎月1日午後2時から村役場で行われていた。そして、部落会は16部落全てに設置され、村内の隣保班数は179班を数えていた<sup>24</sup>。農村共同体の伝統的な、自然村的な自治機能を国家が完全に吸収したのである。

農山漁村経済更生運動の農村での具体的施策は、①経営多角化（農村工業の提唱1933年～1934）、②自給自足主義（資本主義的市場との接近を遮断する）、③共同化（農村共同体的な活動に意味をもたせる）、④産業組合主義（産業組合を通じた統制）であった。しかし、その実態は、簡潔に言えば、自給自足、副業奨励（農閑期の余剰労働の利用、老人、婦女子、児童の労働奨励）など、「どこまでも働く」国家総動員の運動であった。また、早起き奨励（朝食前の労働など）、時間励行、共同労働、生活規範の確立による生活の画一化によって、農民の生活は多忙化した。特に婦人会が担当した生活改善（家計簿づくり、冠婚葬祭の悪弊打破・節約など）は、農村・農家の近代都市社会への適応を促す典型を示していた。また、精神作興（祝祭日の国旗掲揚、神社参り）は、国民への思想対策でもあり、沖縄県では、日本人化（同化・皇民化）が、すなわち近代都市文明への接近過程でもあった。

自力更生主義に基づく経済更生運動の推進は「村民教化」が前提であり、生活改善における更生簿記帳普及による各戸更生計画の樹立強要は、実質的には消費する存在としての民衆の生活に介入するものであった。「大宜

---

24沖縄県沖縄史料編纂所[1978]『前掲書』,p100、134。

味村経済更生計画」の第14節第2項の「村民教育・教化方針」の冒頭には、「大日本民族タルノ認識ヲ明確ナラシメ愛国更生ノ精神ヲ徹底セシメル」<sup>25</sup>とその目的が明確化されている。農家の個別的な窮乏打開要求が、愛国心と接合されていくのである。農山漁村経済更生運動における自力更生運動は、産業組合の再編強化、各級経済委員会、農事実行組合の整備を通じて、国⇒県⇒町村⇒部落⇒個別農家という上意下達組織の組織整備を促進し、日本型ファシズム体制に農民を組み込むシステムを構築したのである。

1937（昭和12）年4月に制定された国家総動員法の下、末端で総力戦体制を担う大宜味村の任務は、兵器・軍事物資を使用する兵士の調達、兵器軍事物資の生産を行う産業兵士の供給、そして戦時食糧の供給であった。この食糧供給の任務は、戦争末期の1942（昭和17）年に設置された名護の国頭地方事務所を中心に行われ、また産業戦士の供給任務は1943（昭和18）年より国頭職業指導所を国頭勤労働員署と名称変更して行われている。

元来、農村の兵士供給や産業戦士の供給は、戦時食糧増産の任務とは矛盾する。食糧増産策は、若年労働力を兵士や産業兵士として召集・動員されることによって、慢性的な労働力不足を招来することになるのである。そして、物価統制による肥料や農業資材の不足は、食糧増産を縮小再生産へと追い込んだ。この絶対的な矛盾を弥縫的に解決しようとしたのが、1937（昭和12）年8月の「国民精神総動員運動」であった。農山漁村経済更生運動の自力更生イデオロギーと同様に、中央政府は「挙国一致」「尽誠報国」「堅忍持久」の精神主義的なスローガンで、この絶対的矛盾を解決しようとしたのである。

沖縄県においては、1944（昭和19）年2月から「本土」への産業兵士派遣が開始されていたが、国頭郡からの派遣は同年の3月30日（第4次派遣）であった。この時、大宜味村からは約30名が派遣されている<sup>26</sup>。1934（昭和9）

---

25大宜味村経済更生委員会[1933]『前掲書』,p55。

26福地曠昭[1975]『前掲書』,p 124。

年以降、大宜味村では7年間で図表4のように1441名が村外に流出している。

図表4 準戦時、総力戦体制下における大宜味村の人口の変動

年度	戸数 (戸)	男子 (名)	女子 (名)	合計 (名)
1934 (昭和9) 年	1,732	1,375	4,688	9,063
1940 (昭和15) 年	1,702	3,327	4,296	7,622
差 (減少戸数・人数)	-30	-1,048	-392	-1,441

大宜味村史編集委員会 [1979] 『大宜味村史通史』, 大宜味村, p217, p541～542図表を基に作図した。

沖縄県庁は1941 (昭和16) 年に「県外旅行者乗船制限規則」を設け、自由出稼ぎ者の県外流出を防止する策に出たが、産業戦士、女子挺身隊供出との矛盾を拡大しただけであった。「県内の農村では生産に不可欠な労力が足りず、大政翼賛会沖縄支部では、出征兵士を見送るため農村から那覇覇頭頭へ出るのさえ禁止していた (中略) 商船会社と協力して三〇歳未満の男子と二五歳未満の女子は、市町村長の証明書と那覇職業指導所の証明書がなければ」<sup>27</sup>乗船を許可されなかったのである。さらに沖縄県庁は、満蒙開拓団の送出奨励政策に加え、南方へも「統制送出」を行っており、戦時食糧増産政策との矛盾は深まるばかりであった<sup>28</sup>。

1941 (昭和16) 年2月、文部省はこの根本的な矛盾を解決するために「青少年学徒食糧飼料等増産運動実施要項」を発表し、青少年を戦時食糧増産に動員する政策を実行した。国策協力の実践的教育との名分で青少年まで動員し始めたのである。それは乳幼児を抱えた女性たちも例外ではなかった。中央政府は乳幼児を養育中の女性を勤労奉仕作業に動員する為に保育所設置を推進した。

大宜味村では、農繁期の義勇保育所は21か所に開設され、保育者は女

27企画部市史編集室 [1974] 『那覇市史通史篇第2巻近代史』, 那覇市役所, p 518。

28県当局の「南進政策」における「統制送出」の理由は、徴兵適齢前者の徴兵のがれを防止するためと考えられる。1936 (昭和11年) から1940 (昭和15) 年までの5年間に南方へ渡った「徴兵猶予者」は3800名を数えていた。企画部市史編集室 [1974] 『前掲書』, p 518。

子青年団員や三高女の生徒たちの勤労奉仕によって担われていた<sup>29</sup>。

1942（昭和17）年2月「食糧管理法」が実施され、国頭郡の農村地域が食糧供給地に指定される。その目的は沖縄県における主要食糧の供出・配給体制の確立であった。同年7月の食糧供出割当業務を担う国頭事務所の設置は、官治的中央集権的地方「自治」制度の象徴であった「郡制度」の復活をも意味していた。

以上のように、大宜味村でも行政における戦時体制機構が整備され、村常会一部落常会一隣保常会（隣組常会）の上意下達の仕組みは、村民を一人残らず総力戦へと緊縛するものとなっていたのである。

大宜味村政革新運動によって、金城鍛助村長が辞職に追い込まれた翌年の1933（昭和8）年11月に、大宜味村は沖縄県から「経済更生計画樹立普通指定町村」に指定され、そして、同年末までに「国頭郡大宜味村経済更生委員会規定」を作成し、45名の委員（会長は村長の山城東栄）で「経済更生計画」が策定されている。委員会のメンバーは、村内4校の校長、各字の区長、村会議員、村役場の吏員で構成され、当時の農村の階層秩序を象徴していた。経済更生計画策定にも関わらず教育関係者の参加が求められたことは、「農村における中心人物」に依存し、生産力増強と生活改善による消費節約という精神作興運動を通じて、国策を実現しようとする農山漁村経済更生運動の性格を象徴している。

この経済更生運動は、あくまでも「自力更生」が基本理念であり村民の自覚や協力を前提とした運動であったが、学校教員を中心とした村民教化運動がその役割を担ったのである。当時の新聞は、「沖縄県教化連合会は島尻郡高嶺村、中頭郡宜野湾村、大宜味村の三村を教化町村に指定した」と報道している<sup>30</sup>。

1939（昭和14）年10月3日付琉球新報には、大宜味村における標準語

---

29福地曠昭[1975]『前掲書』, p 67. 長野県下水内郡大田村（現・飯山市）は「県下の模範村」として共同作業を行い、農繁期託児所を設置していた。大串潤児[2016]『「銃後」の民衆体験』, p 3.

30『大阪朝日新聞』1937（昭和12）年9月16日付。

励行運動が詳細に紹介されている。この新聞報道の数字は、県全体では「沖縄戦」当時、60歳以上の日本語理解不能者が多数存在していた事と矛盾しているが、大宜味村では各部落常会担当の学校教員の主導で、標準語励行運動が徹底的に行われた事が推測できる。新聞でも、県翼賛会支部、教化連合会共同主催の視察団70名が2日間の予定で大宜味村の村常会、部落常会、隣保常会を視察した記事が掲載されている。見出しは「昔の『赤い村』今じゃ県一の翼賛村」となっており、本文では「まさに県一の翼賛村否全国にも恐らくこれ位の翼賛村はあるまいと一同から折紙をつけられた」と報道されていた<sup>31</sup>。

元来、大宜味村の「経済更生運動」に内包される「住民教化運動」は、相互補完的にその目的を共有しているものであった。自力更生を基本とする農村経済更生は、農民の自覚と自発性が成功の鍵を握っており、農民教育は不可欠な要素であった。「大宜味村経済更生計画」には次の様に記述されている。「全村学校を開設し精神、経済、産業その他諸般の教科教育を為し併せて全村の更生運動たらしむ」<sup>32</sup>（平仮名へ変更）。大宜味村の経済振興と教化運動は車の両輪であった。他方、学校教員を中心に行われた「村民教化運動」は、国策としての国民精神総動員運動に呼応する運動ともなった。

#### 4 学校教員の役割

「銃後」農村社会における統制と動員の一翼を担ったのは学校教員であった。「住民教化運動」の中心的な存在は大宜味村教育部会の約80名の学校教員であったが、当時の学校教員は校区居住が義務付けられており、学校のみならず地域においても住民に大きな影響力を持っていた。

住民教化モデル村とされた大宜味村の学校教員らが行った住民教化の具

---

31『朝日新聞（鹿児島沖縄版）』1941（昭和16）年11月20日付。

32大宜味村史編集委員会[1979]『前掲書』, p 203。

体的内容を整理すると、次のようになる。①時局認識浸透、②標準語励行奨励、③生活改善による消費節約、④食糧増産奨励、⑤軍人の援護、⑥保健衛生などである。特に標準語（日本語）使用の励行は、学校教員らによる最重点教化項目とされ、村内研究会の他、各学校では標準語指導研究会が開催されていた。学校では教員が標準語指導書を用い児童生徒の標準語矯正を行った。この頃には沖縄県下の各自治体でも、実行委員会が設置され、標準語励行運動は一大挙国運動となっていた<sup>33</sup>。

住民教化モデル村に指定された大宜味村の言葉狩りを伴う標準語励行運動の最大の特徴は、その徹底ぶりにある。その手法の特徴は、学校で児童が標準語（日本語）を習得し、それを家庭や地域で使用する事によって普及しようとした事にある。そして、各部落に割り当てられた教員たちが巡回・家庭訪問によってその効果を確認する一方、地域では「月夜などにお爺さんお婆さんたちを集めて標準語講座が開かれ」<sup>34</sup>、また母親学校を組織し、日本語使用を徹底していったのである。各部落の会所（集会所）では、上級生が下級生に標準語指導を行った。その成果については、学事奨励会で他部落との比較が行われ競争が煽られた。やがて言葉刈りを伴う日本語使用励行の競争は、「方言札」にとどまらず村内法による罰金までエスカレートすることになる<sup>35</sup>。この標準語励行運動は、沖縄県庁＝日本政府の方針であり、日本語教育は単純な言語教育ではなく、琉球人の伝統的な風俗・習慣の廃棄を伴う日本文化の強制によって、日本精神（皇民化）を普及させる政策と表裏一体に推進されたのである。

校区居住を義務付けられた学校教員もまた、青年団の構成員でありそのリーダーとなっていた。1909（明治42）年11月7日付琉球新報には、結

---

331914（大正3）年、当時県立第二中学校長であった高良隣徳は、「普通語教育」の目的を「国民的統一の妨害となるべきものを排除するの熱心を喚起したいのであります。普通語奨励の主要なる目的は此処にある」と述べていた。琉球政府編『沖縄歴史18新聞集成（教育）』、琉球政府、p 745。

34福地曠昭[1975]『前掲書』、p 12。

35日本語を強制的に使用させるために発案された「方言札」は、材質を問わない非定型的なヒモのついた札であり、次の琉球諸語を使用する「違反者」を自ら発見するまで首からぶら下げなければならなかった。

成1年後の青年団の様子が掲載されている。記事では、青年団の目的は、「①風俗改良、②産業の改良発達、③民心の統一など」であり、「①来年から正月は旧正月を廃し新正月にすること。②規則改正、③支部青年会貯蓄奨励の件。④ユタ及び類似の蒙昧なる悪習を全廃すること。⑤各字納税組合設置の件など」を秋季大会で決定している。当時の青年団では、総力戦体制の「障害」となっていく「ユタ及び類似の蒙昧なる悪習」は、「原始蒙昧の蛮的行為」と規定されている。この事は、琉球人自身が自らの歴史的存在を否定する動きが、その内部においてもすでに始まっていたことを示唆している。この指向は、やがて「琉球人として生きるよりも日本人として死ぬ」選択を琉球人に迫ることになる。

このように、学校教員は大宜味村内の行政機構のみならず、あらゆる組織に入り込み、村民の日本人化（同化・皇民化）や総力戦体制下の戦争協力において、主導的な役割を果たしていた事が理解できる。学校教員らの事大主義的動揺をその本質において規定するものは、彼らの二面性、すなわち国家権力の末端として役割と、住民福祉や人格形成を通じて地域づくりに貢献するという役割矛盾に由来するものと考えられる。

## 5 農村社会の国策受容論理

農山漁村経済更生運動から総力戦体制への移行に見るように、国民は戦争の不適応から適応へと変わりうるチャンネルを持っている。この場合、国家権力は遺族や反戦運動家など、適応から不適応に変わるもの、変わる可能性のある者に対して容赦のない弾圧を加える。「国民とは、政治に参与する権利と義務をもった者たちの呼び名ではなく、死に向かう運命共同体に属する者たち、死を肯定するに足る情念を共有する者たちの呼び名となった。この情念を共有しえない者は、非国民として倫理的に糾弾された」<sup>36</sup>のである。それは、日本側の犠牲者が少なく、社会的救済に見合

---

36 山之内靖 [2015]『前掲書』, p 14.

う範囲内の戦闘であった満州事変から日中戦争に移行するに従って強化されていった。

1934（昭和9）年4月10日に総本部が発足した国防婦人会は、日本ファシズム形成過程で唯一下から形成され、庶民的性格を持ち、最大の会員を獲得した婦人組織であった。1932（昭和7）年3月18日、大阪国防婦人会としてスタートした国防婦人会は、民衆が戦争に関わる場合の一つの典型例を示している。

国防婦人会の運動の出発点は、出征兵士との別れをまず見送ろうという庶民的行動であった。出征するのは男性で見送るのは女性であり、この一体感こそ戦争を聖なるものとする仕掛けであった。「戦争はロマンとしての一切の性格を失う。だが、それだけに却って、戦争における死をいやがうえにも栄光に包み込むイデオロギー装置が、不可欠なものとして要請される」<sup>37</sup>のである。すなわち、地域総出の出征兵士の見送りは、家族の悲しい別れを否定するものであり、出征の「祭り」によって、勇敢な出征が演出されなければならなかった。ここに国防婦人会の介入する余地があり、軍部も認めざるを得ない理由があった。

一方、国民皆兵制は国家を構成する「国民」が等しく負担する義務であり、従って戦争の「美談」は英雄たちの「美談」ではなく、等身大の将兵（無名兵士）の「美談」でなければ戦意高揚には役立たなかった。無名兵士の「美談」は、国民皆兵制の下では、徴兵された兵士の誰もが保持する平等な可能性（誰でも英雄になれる）であり、その思想が日本人を国家に集結させたと考えられる。そして、その「美談」を新聞記事は事実認定する役割も果たした。

以上のように、国民が総力戦体制を受容し、内在化するためには、①運動者の側の強引な勧誘と軍部の圧力があること、②活動姿勢と活動内容に大衆を動かすものがあったこと、③大義名分＝理念と組織原理が時代と大衆に受け入れられるものでなければならない。これらを一貫している実利と

---

37山之内靖 [2015] 『同上』, p 14.

平等化（人並み・世間体）への期待と集团的圧力への同調は、総力戦体制を受容する論理と考えることができる<sup>38</sup>。

中央政府は、1873（明治6）年に施行した徴兵制を、日清戦争の勝利後に沖縄県にも適用することとした。その理由は、「徴兵ヲ施行セサル所以ノモノハ当時去リ難キ事情ノ存スルアリシモ今や其事情ハ殆ント顧慮セサルニ至」<sup>39</sup>ったからである。「当時去リ難キ事情」とは、中国との琉球帰属問題をめぐる外交・軍事上の対立点の解消であり、それが日清戦争の勝利の結果、「親中派」が衰退し琉球人の日本志向が増大したとの琉球世論に対する認識を示している。これに対し、琉球人は「徴兵制」の適用にあたって、伝統的な厭戦非武思想や帝国主義日本への嫌悪から、移民、自傷、逃亡、暴動などの行為で抵抗したが、帝国日本の強大な武力・権力の前にその受容を余儀なくさせられたのである<sup>40</sup>。

大日本帝国憲法で規定された「臣民」の義務は、教育、納税、兵役であった。琉球人の徴兵制受容合理化の論理は、帝国日本の明治憲法第20条の「兵役の義務」の条文にあったと考えられる。この第20条に従い「兵役法」が定められているが、徴兵制は国家にとっては「常備軍」の維持コスト削減と必要定数確保にとっても合理的な制度であった。第20条は次の様に規定する。「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」。すなわち徴兵制が施行される事は、「日本臣民」として認定されたという事であり、本国人同様に天皇の忠良なる臣民として平等に待遇されるという期待でもあった。それは同時に、台湾人などの植民地人民と自らを区別する具体的

---

38山之内靖 [2015]『前掲書』, p 15. 山之内は、「階級や身分による差別は、国民としての運命的共同性を損なう重大な要素である。死の運命的平等性を前提とする国民主義的イデオロギーは、政治的権利としてのデモクラシーという理性的要請をはるかに超えた感情的動員力を備えている」と指摘している。

39琉球政府編 [1989]『沖縄県史 第13巻資料編3沖縄県関係各省文書2』, 図書刊行会., p 676.

40沖縄県に徴兵制度が適用された1898年から1915年までの18年間に、徴兵忌避者として起訴された若者は774名を数えている。1910年5月に国頭郡本部村で起きた徴兵検査所襲撃事件は、「日本兵士」への参加拒否を意思表示した事件として語り継がれている。比嘉克博 [2015]『琉球のアイデンティティ』, 琉球館, p 141.

な「証」であり、その心性は以後植民地地上戦（沖縄戦）まで琉球人を心理的に圧迫することになる。

徴兵制とともに明治政府が、「国民」意識を醸成し、「日本国民」を誕生させていくために利用したのが学校教育であった。徴兵制と近代学校（義務教育）の共通性は「機会の均等」と「能力主義」である。そして、両者には次の三つの共通点があった。①出身社会階層、経済力、家柄、宗教、家族関係、地域などの属性が原則的には問われず平等な個人として扱われる事、②年数や能力（成績）によって階層化、序列化されるため、社会的上昇の可能性がある事、③「国民」に等しく与えられた義務であり原則的には何人も逃れられない事である。両者は、明治の日本社会から封建的身分制度の残滓を除去し、日本人を「日本国民」に変換する社会的装置でもあった。この両者が、日清戦争を機に接近し相互作用を起こさせながら、「国民」の国家への求心力を高めていくのである。以後、義務教育の子どもたちにとっては、学校は国家との結びつきを実感する体験の場として機能していった。

農山漁村経済更生運動で奨励された産業組合の農村での拡充は、産業組合拡充5カ年計画に基づく国策であったが、「協同システムによって叶えられる安価なサービスは、一家の消費経済を司る婦人にとって利用価値の高いものであり、産業組合に参加する積極的な動機となった。婦人にとって産業組合運動は、農村社会の自治的経済や文化建設といった話より実利的な、『その日の生活』という問題と密接に結びついたものであった」<sup>41</sup>との指摘があるように、農村婦人が産業組合を介した4種兼営（信用・購買・販売・利用）を受容し、その活動に関わることは社会的に容認されやすかったと言える。

農民の主体的な戦時経済体制受容論理とは何だったのか。農村の窮乏と資本主義の危機を前提に策定された農山漁村経済更生運動は、自力更生を

41河内聡子[2011]「昭和前期の農村地域における<共同体>の編成とその機能—産業組合の事例を中心に—」、『社会システム研究』第22号、京都大学社会システム研究刊行会。

そのエネルギーとし農村の窮乏からの脱出を産業組合に託すものであった。そして、婦人団体の在郷軍人化による婦人の役割の増大は、婦人らの社会的地位向上要求とも合致していた。国防婦人会の拡大現象はまさに「着物による階級性」の否定でもある。生活改善による消費節約項目であった冠婚葬祭の簡素化は、現実に存在する貧富の差を一時的に覆い隠すものでもあった。そして、学校教育制度と同様に徴兵制度、配給制度もまた社会的平等への期待を内包した制度であったのである。

経済更生運動や産業組合運動は国策であったが、その展開過程は上からの一方的な要請のみでなく、農村窮乏からの脱出を希求する農民側からの要請もあった。従って、そこにはこの運動を受容する農民個々の受容論理も存在していた。在郷軍人化した農村婦人の活動は、常に家庭生活の効率化と直結しており、産業組合が農村婦人を外の社会（社会的・経済的活動）と関わらせる機会を与えたことにより、農村婦人の社会的地位と存在感が向上したのである。

産業組合の実利的な有用性（産業組合の価値）は、共同耕作、共同託児所の設置など、農村婦人の社会的地位向上への内発的欲求を喚起した。しかし、沖縄県においては、旧慣打破（琉球の伝統的な生活・文化の放棄）＝生活改善（日本人化・同化・皇民化）＝消費節約＝戦費調達という国策を受容することは、歴史的に構築された琉球アイデンティティを放棄することを意味していた。

## おわりに

沖縄県においては、戦時統制経済の具体的な対象は人的資源としての沖縄県民、沖縄経済の生産と流通とされるが、本稿では日本人化（同化・皇民化）政策を強化される中で、戦時統制経済体制を推進していく琉球人の国策受容論理を、物質的な生への欲求と、日本人化（同化・皇民化）を前提とした人権を含む社会的平等への願望・要求として措定し論及した。

大宜味村改革新運動は、後進的な経済構造に昭和恐慌が追い打ちをかけた時代に、農村不況の打開策をめぐる村当局と農民との対立から発生した。地主対小作の単なる小作料や耕作地引き揚げをめぐる小作争議ではなく、村政の民主的改革を求める農民の行動は、農村窮乏化打開のエネルギーと、海外移民、出稼ぎ、大宜味大工や漁民の他地域との交流など、開放性・移動性に富んだ同村に流入した沖縄解放思想を基底とする社会主義思想が結びついた運動であった。村改革新同盟は、明確な綱領に基づく村改革新の対案（予算案）を提示し村当局と対峙した。

昭和恐慌下農村社会の窮乏打開策の2本柱は、生産力の増強と生活改善による消費節約であった。「生活改善」による消費節約運動は、伝統的な風俗、習慣を破壊していく側面を有していた。「大宜味村経済更生計画」では、各部落の歴史と伝統に基づいて行われてきた部落独自の伝統行事を、行政権力の手で画一化、一元化する手法がとられていた。また、冗費節約を目的とした村民の生活改善（生活改造）の内容は、村民の個人的な自己決定権に委ねられていた冠婚葬祭、飲酒、喫煙、娯楽費の権力的な介入であり、画一化した生活や農民の創出を意味していた。

大宜味村改革新運動が、関西沖縄県人会結成の要因となった、沖縄県人の生活と権利擁護思想の流れの中で発生したと仮定するならば、青年たちにとって消費節約による生活改善は、伝統的な風俗・習慣の破壊、すなわち「沖縄差別」に連なるものと理解されたに違いない。沖縄県における社会主義思想は、イデオロギーではなく、「本土」との差別撤廃を動機とする沖縄解放思想や行動が階級的な思想や行動に先行した。それが琉球国併合（琉球処分）後の琉日関係であり、沖縄県の日本における位置であった。

経済更生運動で、自然村的共同体的紐帯を村常会一部落常会一隣保班という行政村に再編し、農村の末端機構まで組織することに成功した中央政府は、戦争の長期化とともに、農村・農家政策を天皇制イデオロギーによる教化運動で弥縫・補強しながら「銃後」を支える場として再編・強化していった。そこには、非合理的な天皇制イデオロギーとともに、生活や社会

の合理性もまた併存していた。そのため、総力戦体制は、やがて学校教育、徴兵制、消費節約運動、国防婦人会運動などに典型を見る様に、階級打破による平準化（画一化）によって、国民全体が実利と「世間並み」の幸福を享受できるものと認識され、国民広範に受容されていったのである。